

設置から1年

# 広報無線の受信状況は いかがでしょうか？

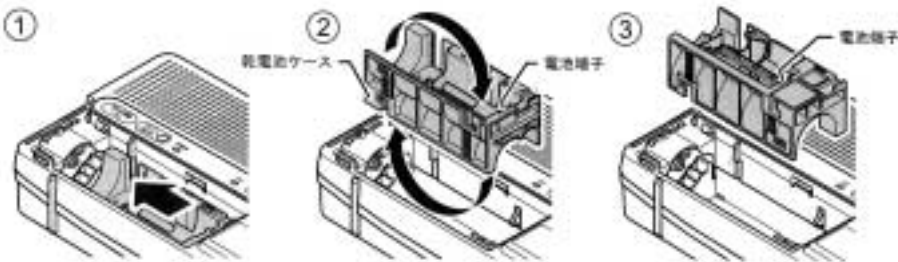


昨年、村内一斉に入替え工事を行った広報無線も設置してから1年が経とうとしています。この広報無線は、村からの情報伝達だけではなく、災害時の連絡など、村民皆さんの暮らしの安心・安全を守る重要な無線機として設置させていただいているものです。

皆様のご家庭に設置してある無線機に不具合があると、受信できなくなってしまう可能性があります。もしも「放送が聞き取れない」「放送が途切れる」「雑音が入る」などの不具合がある場合は役場総務課総務班（TEL 64 - 1476）までご連絡をお願いします。

## 単1形⇔単2・3形 乾電池の切り替えが可能です！ (現在は単一形が入っています)

【乾電池切り替えのしかた】



1. 乾電池ケースを左にずらしてから、ケースが少し浮いた状態で手前に引いて取り外します。(上図 参照)
2. 乾電池ケースを矢印の方向に反転させ、電池端子を常に右側にして、元の位置に戻します。(上図 参照)

停電に対応するため無線機には乾電池が入っています。1年に1度交換が必要となりますので、電池交換をお願いいたします。

### 注意

乾電池を交換する際は電源スイッチを「切」にし、電源コードを外してから行ってください。

## 投稿

### 都会での納税を関川村に替えよう

いで湯の関川ふる里会員 小柴 恭 男  
(東京都港区在住)

都会で働いている関川村の出身者・お世話になった人・応援したい人に福音!!

都会の勤務先で、源泉徴収されている所得税と住民税は、直接関川村では使えない税金である。年末調整の時、こんなにもたくさんの所得税や住民税を払っているのかと驚かされる。この税金の一部でも関川村に払って、村の発展に役立てたい気持ちの人は多いと思う。

4年前から「ふるさと納税制度」ができた。都会で払っている税金を関川村に振り替える制度だ。

例えば、関川村に2万円の寄付をすると、2千円を控除した1万8千円が確定申告で還付される仕組みだ。だから、実質的に村への寄付は「2千円」で「1万8千円」について

てはふと痛くない。

関川村の出身者でなくても誰でもこの制度は利用できるから、関川村を応援したい人は今年からでもすぐ実行してください。詳しくは関川村役場に資料があるので、取り寄せられたい。都会地の区役所や税務署にこの用紙は置いていない。

もし、5万円の寄付をしたとすれば「4万8千円」が確定申告で還付される仕組みで、実質の寄付金はやはり2千円である。

当然のことながら都会地の市町村では「ふるさと納税制度」についてPRしていないので、都会地での納税者はこの制度を知らない人が多い。

控除の額は、所得や寄付金の額に応じて変動します。

# 学校からのお知らせ

今月は関川中学校からのお知らせです

## 光る関川中 魅力ある関川中 保護者・地域とともに歩む学校づくりを目指して

今年度は『開かれた学校づくり』を関川中学校教育の重点の一つとして掲げました。PTAや地域コミュニティ、小学校などと連携して、子どもたちを育てて参ります。皆様のご協力をお願いします。

### 学校から地域へ



福祉施設での活動

大したもん蛇まつりへの参加



堀と柳の春まつりで吹奏楽部の演奏

このほか、地域運動会等への参加や職場体験学習、地域懇談会などを計画しています。

### 地域から学校へ

地域の方を講師に「いのちの講演会」



図書館の蔵書整理ボランティア

このほか、夏休み学習会の講師や校地整備作業、登下校の安全指導などでボランティアをお願いします。

## 守ろう！ 電波のルール



公共の電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。

しかし、ルールを守らない「不法無線局」から発射される不法な電波によるテレビ・ラジオの受信障害や消防・救急や航空など重要な無線通信への混信・妨害は後を絶ちません。

また、インターネット取引などにより日本では使用できない外国規格の違法な無線機器（技適マークが付いていないトランシーバーなど）が流通しています。これらは比較的容易に入手できるため、混信妨害の原因者となるケースが増えています。

私たちの財産である電波の良好な利用環境を守るため「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いましょう。

電波に関することは、信越総合通信局までお気軽にご相談ください。（無料）

無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること

監視調査課（TEL 026-234-9976）

テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること

受信障害対策官（TEL 026-234-9991）

その他、情報通信の行政相談に関すること

総合通信相談所（TEL 026-234-9961）

【ホームページ】

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>

## 成年後見制度説明会を開催します

新潟家庭裁判所では「成年後見制度説明会」を開催します。参加を希望される方は、下記までお申し込みください。

日時 平成24年5月18日(金)  
14:00～16:10(予定)

場所 新潟家庭裁判所5階  
新潟市中央区川岸町1-54-1

内容 成年後見制度DVD視聴  
(後見人の仕事と責任)  
説明及び質疑応答  
庁舎見学

募集 先着40名(事前申込制)

申し込み 新潟家庭裁判所総務課庶務係  
TEL 025-333-0054